

剣道試合・審判細則第3条における「小手」について

全日本剣道連盟では剣道具の安全性の向上と公平性の観点から、剣道具の規格の見直しに取り組んでいます。

「小手」は、「剣道試合・審判細則」第3条の3項で「長さ」及び「衝撃緩衝能力」、4項で「えぐり」について定めています。

現在、出回っている小手の現状を把握するために、全日本武道具協同組合と協力し、令和4年度の主催大会（男女都道府県大会及び男女選手権大会）の計4大会で調査を実施しました。

調査の結果、小手ぶとんの「長さ」と「えぐり」については、公平性に欠けるような短いものやえぐりの大きいものが少なからず認められました。「衝撃緩衝能力」については、小手頭の毛詰めの量に着目しましたが、全日本武道具協同組合の経験則によりますと、安全性を著しく損なうものはあまり多くはありませんでした。

「剣道試合・審判細則」第3条3項に「小手は、前腕（肘から手首の最長部）の2分の1以上を保護し（後略）」と記載されています。

小手ぶとんの長さの具体的な数値については現在見直しに取り組んでいる規格等で、引き続き検討してまいります。

まずもって、大会・審査会等に参加される際には、各自で使用される小手をご確認いただき、適切なものをご使用ください。

購入・販売・製造には、安全性を第一義にしていただき、公平かつ安全な剣道具の使用について、ご理解とご協力を願いいたします。

以上